

令和元年度収入申告書について



同封の収入申告書は、減免の継続および令和2年4月からの家賃を決める大切な書類です。
提出期限までに必要書類を揃え、ご提出ください。

●下記に該当する世帯は、家賃が減免される可能性があります⇒減免を希望される方は申請が必要です！

家賃の減免基準 ⇒平成31年度の課税証明書で市民税・県民税の所得割額が世帯全員0円であること等。

減免申請書は管理センターで取得してください。詳しくは、別添の【令和元年度の収入申告についての2ページ】をご参照ください。 ※現在、減免を受けている世帯は同封の申請書および添付書類を提出してください。

部屋の暑さ対策

例年、酷暑が続いています。少しでも快適に、安全に過ごせるよう対策を行いましょう。

●暑さ指数 <熱中症予防サイトより（環境省）>

温度基準	注意事項
危険（31度以上）	安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動。
厳重警戒（28～31度）	外出時は炎天下を避け、室内では室温上昇に注意。
警戒（25～28度）	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意（25度未満）	一般的に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

窓

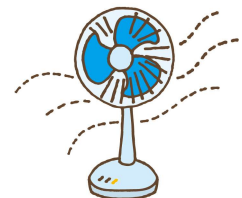
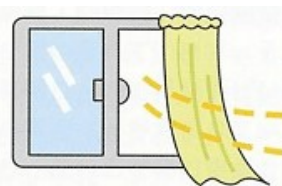
- 遮光カーテンやすだれ等を使用し、熱を遮りましょう。
- 窓に向けて扇風機を使用すると、風の循環がスムーズです。

室内

- 家具はできる限り窓から離し、風の通り道を作りましょう。
- 植物を室内に置き、温度の上昇を抑えることもおすすめです。
- 室内でも、こまめに水分をとりましょう。

家電

- 壁から離し、発熱を逃しましょう。
- 電源をこまめに消し、温度の上昇を抑えましょう。
- 熱中症にならないためにも、適度に冷房や除湿機を使いましょう。



お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター 水戸センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は管理課

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は施設課

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8：30～17：15 その他夜間休日についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）緊急を要する事故等（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

梅雨等に向けて

梅雨や台風により、水による下記のようなトラブルが想定されます。
事前に対策をしておきましょう。

カビの発生

カビは高温多湿を好み、木材・塗料・接着剤・空気中の汚れなどをエサにして増殖します。
換気をこまめにしたり、除湿機を使用したりしましょう。



漏電

侵入した雨水がブレーカーやコードを濡らして漏電を引き起こす場合があります。また、電気は水を通しやすい性質を持っており、ほこりなどに付着すると火災の原因にもなります。
定期的に清掃をし、漏水した場合は表面記載の施設課の電話番号に連絡をしてください。



シロアリの発生

痛んで柔らかくなった木材はシロアリの大好物のため、発生しやすくなります。電線や断熱材なども浸食する恐れがあるため、異変に気付いたらご相談ください。
※管理センターでの駆除対象はシロアリのみで、その他のアリは対象外となります。



迷惑駐車は絶対にダメ！

最近、下記のご相談が多く寄せられています。

- 団地内の空きスペースへの駐車
- 契約外区画への駐車
- 団地近隣道路への駐車 など

また、先日市営住宅で火災が発生した際も団地内道路や、周辺道路の迷惑駐車で緊急車両の通行の妨げとなりました。
迷惑駐車は、近隣の方に迷惑をかけるだけでなく、事故を誘発するおそれもあり大変危険です。
自動車は、周りに迷惑をかけないよう各自の責任で保管場所を確保し、迷惑駐車は絶対にやめてください。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	子供が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人を変更する時	保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター 水戸センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。